

○古賀市子ども条例（案）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 1 2 条）

第 2 章 人権学習の推進（第 1 3 条）

第 3 章 子育て環境の整備（第 1 4 条—第 1 9 条）

附則

本市では、あらゆる状況の下でも、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのため、子育て支援に取り組んできました。その間も子どもを取り巻く環境は変化しており、このようななかで子どもがあらゆる社会環境に対応していくためには、たくましく生きぬく力を育むことが求められています。

また、子どもはまちの未来を築くかけがえのない存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。

本市では、子どもが生き生きと生きていける環境をつくり、生きる力を育むための子育て支援を市全体で取り組み、実現していくためにこの条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子育て支援を総合的に推進していくための基本的事項を定め、市、保護者、子ども、市民、学校等、PTA、地域団体、医療機関、事業者の役割を明らかにするとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する 18 歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 父母又は子どもを保護し、監護する者をいう。
- (3) 学校等 小学校、中学校、保育所、幼稚園、学校その他これらに類する施設をいう。
- (4) PTA 学校等における保護者などで構成される団体をいう。

(5) 地域団体 自治会、子ども会、老人クラブ、NPOその他地域で活動する団体をいう。

(基本理念)

第3条 この条例では、子育てについて次の事項を基本理念として推進するものとする。

(1) 保護者は、子どもを育てる最も重要な責任を担うことを自覚し、適切な子育てを行うこと。

(2) 子どもが、生き生きと生きる力を育めるよう、子育て家庭を市全体で支援すること。

(3) 子どもは、児童虐待その他の不当な扱いを受けることがないこと。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、子どもが生きる力を育み健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てができるように子育て支援に取り組み、推進しなければならない。

2 市は、子どもの人権、安全及び健全な発達を守り、生きぬく力を育めるよう、子どもに関わる全ての施設に係る連携体制の構築に努めなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、自らが子どもを育てる第一義的責任を有することを自覚し、生活習慣及び社会的ルールを子どもが身に付けることに努め、健やかで豊かな人間性を育み、深い愛情を持って育てるよう努めるものとする。

2 保護者は、子育ての悩みを生じたときは、一人で抱えることなく知人又は専門機関に相談するように努めるものとする。

3 保護者は、地域の一員として積極的に地域住民と交流し、子どもの健やかな成長を支援するよう努めるものとする。

(子どもの役割)

第6条 自ら考え、判断する子どもは、社会の一員としてルールを守り、郷土古賀市を愛する心を持ち、自主的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 自ら考え、判断する子どもは、他人の権利を尊重するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、子どもを見守る目を持ち、学校等及び地域団体と協力し、子どもが健やかに成長できる地域づくりに努めるものとする。

2 市民は、自らの意識及び行動が子どもに与える影響の大きさを自覚し、子どもの模範となるよう努めるものとする。

3 市民は、子育て家庭への理解及び支援にこころがけ、笑顔あふれる地域の形成に努めるものとする。

4 市民は、児童虐待、いじめ、不登校、障がい児、貧困その他子どもに関する問題に関心を持つよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、乳幼児期からの学びの場として環境を整え、子どものよりよい成長及び発達に向け、一人ひとりに応じた支援や教育体制の充実に努めなければならない。

2 学校等は、保護者、地域団体、PTAと協力し、子どもが自ら生きぬく力を育てるよう努めなければならない。

3 学校等は、児童虐待、いじめ及び不登校その他子どもに関する問題の発生予防、早期発見及び早期対応に努めなければならない。

(PTAの役割)

第9条 PTAは、子どもの健やかな成長をめざし、保護者相互、学校等及び地域団体と協力して活動するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第10条 地域団体は、子育て家庭が気軽に子育ての相談をできるよう、市民に対して子育てへの理解を広めるよう努めるものとする。

2 地域団体は、市民が自主的に子どもの健全な育成及び子育ての環境づくりに取り組む場合の支援に努めるものとする。

3 地域団体は、子どもが豊かな心、生きぬく力及び社会性を養うための遊びの場及び体験の場を提供するよう努めるものとする。

4 地域団体は、子育ての支援にあたり、地域団体相互に連携し、学校等及びPTAの取組に協力して活動するよう努めるものとする。

(医療機関の役割)

第11条 医療機関は、市と連携して、市民が安心して子どもを産み育てることができるよう、適切な医療の提供に努めるものとする。

2 医療機関は、市と連携して、児童虐待その他子どもに関する問題の早期発見及び早期対応に努めるものとする。

3 医療機関は、子どもの医療及び療育に関する情報を、適切に保護者に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第12条 事業者は、子育てにおける保護者の役割をよく理解し、従業員が充実した職業生活と豊かな家庭生活を営むことができるよう、労働環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市、学校等及び地域団体が行う子育て支援のための取組に協力するよう努めるものとする。

第2章 人権教育の推進

(人権教育)

第13条 市は、幼児期から切れ目ない人権教育を市民と協働で推進することで、子どもが自己の権利及び他人の権利を尊重する心を育むよう努めなければならない。

2 学校等は、子どもの発達段階にあわせた人権教育に取り組み、子どもの人権感覚を養い、人権意識が高揚するよう努めなければならない。

3 学校等は、職員の人権教育に取り組むよう努めなければならない。

4 市民及び地域団体は、自らが受けた人権教育を理解し、人権尊重について、子どもの模範となるよう努めるものとする。

第3章 子育て環境の整備

(行動計画)

第14条 市は、子育て支援を総合的に推進するため、計画を策定するものとする。

(市の施策)

第15条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項についての施策に取り組み、推進しなければならない。

(1) 子どもの健やかな育ちのための支援

(2) 生き生きと子育てができる環境づくり

(3) 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(4) 教育・保育提供体制の充実

2 市は、社会経済情勢その他社会の環境変化に対応し、最もふさわしい事項についての施策に取り組み、推進しなければならない。

(子育て支援の充実)

第16条 市は、保護者の子育てに関する知識の習得の機会を確保し、保護者同士の交流及び子どもの居場所を提供するよう努めなければならない。

2 市は、家庭支援のため、子どもが利用する教育・保育施設の適切な充実に努めなければならない。

3 市は、学ぶ機会及び地域団体等が行うサービス等の情報を保護者に提供を行うことで、家庭教育の支援に努めなければならない。

4 市は、子どもが体験活動その他知識習得の機会を提供するよう努めなければならない。

(啓発)

第17条 市は、保護者、市民及び事業所に対して、子どもが保護者とできるだけ多くの時間をともに過ごすことができるよう、仕事と家庭生活の調和及び育児における保護者の役割について啓発に努めなければならない。

(安全確保)

第18条 市は、子どもが犯罪被害及び交通事故その他子どもの安全を阻害することを防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

(児童虐待への対応)

第19条 市は、児童虐待に関する問題の発生予防、早期発見及び早期対応のために、相談及び支援体制の充実に向けた取組を推進しなければならない。

2 市は、市民、学校等その他関係機関から提供された児童虐待の情報に適切に対応するよう努めなければならない。。

3 市は、虐待を受けた子どもへの支援に適切に対応するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。